

船橋市教育委員会会議 1 2 月定例会会議録

1. 日 時 平成 23 年 1 2 月 2 2 日 (木)
開 会 午後 4 時 0 0 分
閉 会 午後 5 時 4 0 分
2. 場 所 教育委員室
3. 出席委員
- | | |
|----------|---------|
| 委 員 長 | 中 原 美 惠 |
| 委員長職務代理者 | 篠 田 好 造 |
| 委 員 | 山 本 雅 章 |
| 委 員 | 石 坂 展 代 |
| 教 育 長 | 石 毛 成 昌 |
4. 出席職員
- | | |
|--------------|-----------|
| 教育次長 | 阿 部 裕 |
| 管理部長 | 石 井 雅 雄 |
| 学校教育部長 | 魚 地 道 雄 |
| 生涯学習部長 | 高 橋 忠 彦 |
| 管理部参事兼総務課長 | 二 通 健 司 |
| 学校教育部参事兼学務課長 | 藤 澤 一 博 |
| 財務課長 | 泉 對 弘 志 |
| 施設課長 | 千々和 祐 司 |
| 指導課長 | 鈴 木 正 伸 |
| 総合教育センター所長 | 山 本 稔 |
| 社会教育課長 | 小 川 佳 之 |
| 文化課長 | 武 藤 三 恵 子 |
| 青少年課長 | 村 山 茂 |
| 生涯スポーツ課長 | 加 納 誠 一 |
| 飛ノ台史跡公園博物館長 | 江 口 勇 一 |
| 学務課長補佐 | 小 原 一 成 |
| 保健体育課長補佐 | 寺 田 政 則 |

5. 議 題

第 1 前回会議録の承認

第 2 議決事項

議案第 4 3 号 船橋市体育指導委員に関する規則及び船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について

議案第 4 4 号 船橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について

第 3 報告事項

- (1) 平成 23 年第 4 回船橋市議会定例会の報告について
- (2) 平成 23 年度末及び平成 24 年度公立学校職員人事異動方針について
- (3) 市立船橋高等学校全国大会出場等の報告について
- (4) 文化部活動結果及び予定について
- (5) 平成 23 年度千葉県中学校新人体育大会入賞について
- (6) 平成 23 年度船橋産学校給食の日の実施報告について

- (7) 平成 2 4 年度ふなばし市民大学校について
- (8) 平成 2 3 年度 2 6 t h ふなばし生涯学習フェアについて
- (9) 第 3 3 回船橋市写真展について
- (1 0) 第 1 9 回千人の音楽祭について
- (1 1) 第 2 0 0 回ロビーコンサートについて
- (1 2) 第 5 6 回成人の日記念船橋市民駅伝競走大会について
- (1 3) 「考古学講座」印内台遺跡で出土する鏡について
～瑞花双鳳五花鏡の謎を探る～ほか
- (1 4) その他

6 . 議事の内容

【委員長】

では、定刻を少々過ぎましたが、教育委員会会議 1 2 月定例会を開催いたしたいと思いません。

初めに、会議録の承認についてお諮りいたします。

1 1 月 1 8 日に開催いたしました教育委員会会議 1 1 月定例会の会議録をコピーしてお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認いたしたいと思えます。ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

では、異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

本日の会議の開催に当たりまして、会議を傍聴したい旨、1 名より申し出がありました。

傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

【委員長】

傍聴人にお願いがございます。お渡しいたしました傍聴券の裏面に記載されております傍聴人の遵守事項を守っていただき、傍聴されるようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第 4 3 号について、生涯スポーツ課、説明願います。

【生涯スポーツ課長】

議案第 4 3 号「船橋市体育指導委員に関する規則及び船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について」でございます。

お手元の資料の1ページから7ページをお願いいたします。

スポーツ振興法は全部改正され、新しくスポーツ基本法が平成23年8月24日に施行されたことに伴い、船橋市体育指導委員に関する規則及び船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則を制定するものでございます。

船橋市体育指導委員に関する規則の一部改正。

第1条、船橋市体育指導委員に関する規則の一部を次のように改正する。

題名を「船橋市スポーツ推進委員に関する規則」に改めます。

条文の内容につきましては、資料の4ページからの船橋市体育指導委員に関する規則及び船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則新旧対照表をご覧ください。

第1条中「スポーツ振興法」を「スポーツ基本法」に、「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

第2条中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に、「住民の」を「市における」、「振興」を「推進」に改め、同条第5号中「住民」を「、住民」に、「振興」を「推進」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「住民一般」を「住民」に、「スポーツ」を「、スポーツ」に、「ついでに」の次に「関心と」を加え、同号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号中「促進」を「推進」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号中「が行う」を「に対する」に改め、同号を同条第2号とし、同条に第1号として「(1)スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。」を加える。

第3条から第6条までの規定中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

次に、船橋市教育委員会組織規則の一部の改正についてでございます。資料の2ページをご覧ください。

第2条、船橋市教育委員会組織規則の一部を次のように改正する。

第6条第1項第12号中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

第11条、生涯学習部の項、第4号中「振興」を「推進」に改める。

第14条、生涯スポーツ課の項の第1号及び第3号中、「振興」を「推進」に改め、同項第7号中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

第17条の表中「スポーツ振興審議会」を「スポーツ推進審議会」に改める。

附則として、施行期日について、この規則は公布の日から施行する。

経過措置について、スポーツ基本法附則第4条の規定により、スポーツ推進委員とみなされた者の任期は、第1条の規定による改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の日における当該者の体育指導委員としての残任期間と同一の期間とする。

以上のことから、船橋市体育指導委員に関する規則及び船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則を制定するに当たり、船橋市教育委員会組織規則第3条第2項の規定に基づきまして、議決を得る必要がございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【委員長】

ただいま説明がありましたが、当該規則の改正に関しまして、ご意見、ご質問等がございますのでし

ようか。よろしいですか。体育指導からスポーツ振興ということで。

【生涯スポーツ課長】

今の委員長さんの点、振興から推進ということです。

【委員長】

文言の整理をお願いするということですね。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

議題第43号「船橋市体育指導委員に関する規則及び船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。

ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

では、異議なしと認めます。議案第43号については原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第44号について、総務課、説明願います。

【総務課長】

議案第44号「船橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について」でございます。

資料は10ページの新旧対照表をご覧ください。

これにつきましても、スポーツ振興法の全部改正に伴い、船橋市教育委員会事務決裁規程を改正するもので、文言の整理でございます。

別表第2の10、生涯スポーツ課に関する事項の表4の項中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改めるものでございます。

以上のことから、船橋市教育委員会組織規則の第3条第2項の規定に基づきまして議決を得る必要がございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【委員長】

こちら議案第43号に関しての文言整理と同様ということで、特に問題ございませんでしょうか。

それではお諮りいたします。議案第44号「船橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について」を採決いたします。

ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

では、異議なしと認めます。議案第44号については原案どおり可決いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

初めに、報告事項(1)について、管理部から報告願います。

【管理部長】

平成23年第4回船橋市市議会定例会についてご報告いたします。

会議資料につきましては、11ページをお願いいたします。

初めに、会期でございますが、11月21日に開会し、25日間の会期により開催されました。12月15日に閉会をいたしたところでございます。

まず、11月21日の開会日でございますが、市長より本議会に上程した議案についての提案説明が行われました。教育委員会関係では、平成23年度一般会計補正予算として、小中学校の耐震改修補強設計費の増額補正、教職員等の給与改正に伴う減額補正を計上いたしました。また、先ほどもありましたが、法改正に伴い、船橋市のスポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について上程をいたしました。

11月29日に、その提出議案に関する質疑がございました。11ページにありますとおり、学校施設の耐震化等に関する質問などについて質疑がありました。

次のページをお願いいたします。

11月30日から一般質問に入りました。質問の内容につきましては、17ページの中段まで掲載をいたしております。主なものとして、放射能汚染対策について、学校給食に関しまして、また学校区の見直し、通学路の安全、教職員のメンタルヘルス、生徒指導事故報告について、郷土資料館について、西図書館の建替えについてなどがございました。記載のとおりでございます。

また、12月5日の一般質問におきまして、委員長もしくは委員長職務代理者の答弁を求める旨の通告がございました。中原委員長、篠田委員長職務代理者も仕事の都合によりご出席いただくことができませんでしたので、教育委員でもあります教育長が答弁をしたところでございます。

このことにつきまして、議会運営委員会において、今後の委員長をはじめとする教育委員に対する議会への出席依頼につきまして、一般質問の主意通告書において教育委員に出席を求める旨の通告があった場合、議長は直ちに文書により出席を要求すること、また出席要求があった場合、その翌日中に出席の可否について議長に対し文書により回答すること、また出席できない場合につきましては、その理由も記載することが決定をされております。この決定事項につきましては、12月19日付で、議会事務局より、今後の出席方要求についてということで、正式な通知文書が届いております。

続きまして、会議資料17ページをお願いいたします。

12月8日に文教委員会が開催されました。文教委員会には、ここに記載のとおり付託されました議案及び陳情につきまして審査され、文教委員会での採決の結果につきましては表記のとおりで

ございます。

次に、12月12日の予算特別委員会でございます。付託されました教育委員会に係る補正予算に関する議案について審査され、予算特別委員会での採決の結果、すべて可決されました。

次のページをお願いいたします。

最後ですが、12月15日、本議会の最終日となります。本会議におきまして、付託事件の審査報告の後、採決へと移り、教育委員会関係の3議案については、文教委員会、先ほどの予算特別委員会の採決と同様にすべて可決されました。また、陳情につきましても、同様の表記のとおりの結果となっております。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

補正予算に関しては無事に提出ということで通過しましたし、またいつもそうですけれども、教育に関して大きな関心を持っていただいて、皆様からいろいろ大事なご指摘をいただいたり、ご質問をいただいたりしている。今年度、みんなでとにかくしっかり頑張りましょうというふうにやってきたので、そういう意味では、こうして関心を持っていただいていることは、とてもうれしいことだなというふうに思います。

今、報告いただきました内容に関しまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

委員長の議会への出席の件ですけれども、議長から要請があったら出なければいけないというのは、法的にそのように決められていることですか。今まで余り聞かなかつたように思うんですけれども。

【総務課長】

議会への教育委員会の出席につきましては、地方自治法の第121条に規定されております。全文を読み上げさせていただきます。

地方自治法第121条。

普通地方公共団体の長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。

このような規定でございます。

前半の部分、かなり長かつたんですけれども、教育委員会の委員長は必要があれば、議長から出席を求められたときは出席しなければならないという、簡単に言えばそういう規定でございますが、委任することができますので、通常の議会におきましては、議会の開会前に議長から出席要求が来た場合に、委員長は教育長以下の事務方の職員に委任した旨、議長に届け出ておりますので、通常は委任された教育長以下が出席することになっています。

ただ、議員から質疑の通告があつて、委員長に答弁を求めるといった場合には、これがわかつた

後、議長から委員長に対しても出席を求めるといふ文書が通常まいりますので、それを受けて、過去にも委員長が出席し、答弁した経緯がございます。

以上です。

【委員長】

わかりました。

それに関しては、私も今回も本校での授業とちょうど重なっていたものですか、大学の許可がおりなかったんですけれども、そうした場合は職務代理ですとか、それから他の委員に代行をお願いするというのもできるんですか。

【総務課長】

今後ですけれども、今までですと質疑を求められた議員と調整いたしまして、委員長が出られますように。

【委員長】

意見調整していましたか。

【総務課長】

はい。それで出られます、出られませんという話をして、委員長が出られるということであれば、出席要求を受けて、出席していただいております。過去には、どうしようもない事情で出席できないということで、その場合には調整した後に、議長からは議員も了承されて、正式な出席要求は来ていなかったというのが実情でございます。今後は、議員が出席を求めた場合には、即、そういった議長からの出席要求が来ることになりましたので、その可否について教育委員会でも回答すると。その場合に、委員長がだめな場合には職務代理者というような議員からの要求があれば、それに応じた形で回答するようになると思います。

【委員長】

わかりました。そのあたりは丁寧に進めていくということでありませぬ。

ほかにはいかがですか。

どうぞ、山本委員。

【山本委員】

15ページの川畑議員のご質問に関してですが、卒業証書の発行日というのは、前も教育委員会会議で議論したこともあったんですけれども、学務課のほうはどのような回答をされたのか、もうちょっと詳しく。

【委員長】

学務課長、お願いします。

【学務課長】

川畑議員のご質問は、平成21年9月29日に学務課のほうから入学期日及び卒業期日の取り扱いについてという文書を出しております。その中で、卒業証書の日付を3月31日とするというふうにしたものについて、これは学務課の所管ではなく、というのは就学に関する事項であって、卒業に関する事項についてはいわゆる分掌事務規定の中に入らざらうと、よって学務課の所管すべきものではないのではないかとのご指摘ございました。

学務課のほうとしては、この就学という言葉に関しては、入学してから卒業するまで、在籍期間も含めて就学というふうに判断をしているということ、それからもう一つの視点として、教育委員会組織規則の分掌というのはいわゆる対応を決めているのであって、すべてを網羅されて決まっているものではなく、そのときそのときの状況に応じて所管課が決定して、判断をし、作業を進めていくというような、この2つの視点から学務課が行ったんだというふうに答弁をいたしました。

加えて最後に、この3月31日については、各学校とも既に周知され、それで特に不都合なく運用されてきているので、今後についても変えるつもりはないということございました。

【山本委員】

そうすると、ここに組織規則に違反したと言えるのではないかとというのは、違反していないというふうな。違反したのではないかとと言えるのではないかと質問ですね。それに対して、違反していないよという、そういうことですね。

【学務課長】

そのとおりでございます。

【山本委員】

ありがとうございます。

【委員長】

ほかにはいかがですか。

どうぞ、石坂委員。

【石坂委員】

陳情の第64号、65号について、内容をお伺いしたいと思います。

【委員長】

64、65の陳情の内容ですね、お願いします。中学校における武道の必修化に関する陳情についてお願いいたします。

【保健体育課長補佐】

中学校における武道の必修化の陳情ということで、従来の柔道、剣道に加えまして、日本古来の銃剣道ですとか、あるいはなぎなたですとか、そういったものを加えた武道を必修化したらどうかという陳情が出されました。

これにつきましては、体育の授業時数もございますし、現状のカリキュラムの中では難しい部分があるということで答弁しております。

65号につきましては、柔道、剣道、相撲において、1つに偏りなく、すべてバランスよく指導したらどうかという陳情がございました。

これにつきましても、現実のカリキュラムの中で、制限された時間の中で、バランスよく行う指導は、現実的に時間的にも無理があるということで答弁させていただきました。

【委員長】

補足の説明はありますか。

【保健体育課長補佐】

陳情第65号についてですが、中学校における武道の必修化の意見書提出について、国に出したらどうかということがございました。

【委員長】

64号は、武道の競技、種目をふやしたらどうかというご提案だったということで理解していいですか。

【保健体育課長補佐】

申しわけありません。64号が中学校における武道の必修化に関する陳情ということで、柔道、剣道、相撲を公平に扱い、偏りなくということでございます。

【委員長】

3種目についてですね。それを国に意見書を提出したらどうかというのが65号になるんですか。

【保健体育課長補佐】

大変申しわけございません。65号において、合気道、空手、弓道、剣道、銃剣道、柔道、少林寺、相撲、なぎなた、この現代9武道を教育の中で公平・同等に取り扱うよう、国に意見書を提出願いたいということでございます。申しわけございません。

【委員長】

わかりました。よろしいですか。

【石坂委員】

現実には何を教えるんですか、中学校の武道という科目では。

【委員長】

必修化された種目は剣道、柔道、相撲でよろしいですね。

【保健体育課長補佐】

現実的には、柔道、剣道、相撲の中から選択して、行うということになっています。

【委員長】

よろしいですか。

【石坂委員】

科目がふえると指導者とかの問題もありますよね。そんなに武道というのはあったんですね。すごいですね。

【委員長】

船橋の子どもたちは相撲部もあって頑張っていますし、武道に関してもずっと関心高く取り組んでいると思うんですけども、以上のご説明でよろしいですか。

【石坂委員】

はい。

【委員長】

ほかにはいかがですか。本年度は本当にいろいろなことがありましたから、多岐にわたっているご質問をいただいて。その他あれば、どうぞご意見をお願いします。

【石坂委員】

すみません、一つ。

【委員長】

どうぞ、お願いします。

【石坂委員】

13ページですけども、先生が精神疾患を抱えて休職や退職をしてしまうケースがふえているということで、どのくらいふえているのか。先生全体の人数に対してどのくらいの方が休職とか退

職をされてしまって、その後、現場へ復帰しているのか。この辺について現状を教えてくださいと思います。

【学務課長】

休職をしている数でございますが、心の病等で学校を現在休職している者については、11名おります。

心の病の休職については、3年間の休職が認められておりますので、もう既に年度をまたいで3年目に入っている職員もいます。また、1年で復帰できる職員もいまして、まちまちでございますが、ただここ数年を見ますと、ずっと11名、12名で続いておりますので、1人回復して、復帰すれば、また1人程度出てくるというようなことで、平行線が続いている状況です。

【委員長】

以前もご質問をした記憶があるんですけども、数的にはそれほど多くはないんですが、例えば年齢層として、50代以降の方が多いのか、それとも初任から数年以内の方が多いのか、そのあたりの質の問題みたいなことについては、多少状況はわかりますか。

【学務課長】

11名の中の数になるんですが、年齢の高い教職員のほうが多くなっております。ただ、若い教員も、やっぱり1年目、2年目、3年目ぐらいまでの間で、自分の経営が思うようにいかないということで悩む教員も出てきております。逆に年齢の上がっている職員については、今までやってきたことが通用していたんですが、ここへ来ているいろいろな価値観が変わってきたりというような時代の中で、自分の今までやったことがやれなくなったということで、思い悩むケースが多いようです。

【委員長】

今、ご説明いただいたように、本当に層は分かれていて、要因もそれぞれで、どちらもサポートの手立てをしっかりと考えていかなければいけないところだなというふうには感じておりますので、大事なことです。また、こうした状況は時々教えていただきながら、取り組みについて検討されていくことが大事だなと思います。よろしいですか。

それでは、山本委員、お願いします。

【山本委員】

16ページ、松橋議員の食物アレルギー対策についてという質問なんですが、私なんか患者さんを診ていると、親とか、それから子どもが勝手に思い込んでいるというのがたくさんあるんですよ。実は、食物アレルギーというのは、重篤なものがあることは間違いありませんけれども、小さいときはそうだったけれども、だんだんよくなってきていると。そういうふうになってくるケースが多いというふうに言われているようなんですけれども、実際問題、これはこれをやってくれというときに対して、例えば医師の診断書とか、何か客観的なものを求めたりはしているのですか。

【保健体育課長補佐】

就学時健診の際にも、アレルギーについては、保護者が就学時健康診断表に記載できるようになっています。また、入学後もアレルギーについては、生活管理表等を用いて、食物アレルギー、あるいは運動後のアレルギーなどを全部把握し、個別に対応できるようにしております。

【山本委員】

そうなんですけれども、結局思い込んでいる場合が結構あるんですよね。本当はそうじゃないとか、それはもう治っているというか、いわゆる耐性ができて大丈夫になっているのに、まだ思い込んでいるために、言うなれば、それだけの対策をとらなければいけないというような状況になっている可能性は結構あるんじゃないかなというふうに私なんかは思っているんです。もしそういうふうにきちりやるのであれば、医師の診断書なり何なりの客観的なものに基づいて、ないしは希望する人にはそういうのを出してもらってやったほうがいいんじゃないかと思うんですけれども。

【保健体育課長補佐】

今ご指摘のように、生活管理指導表というものを保護者にお渡ししまして、そこにお医者様に診断内容を記入していただき、学校に提出してくださるようしております。

【山本委員】

それから、あともう一つ言えば、その診断書も、ありますよというんじゃなくて、例えば数字とか何かもありますので、そういうのもやっぱり書く欄を設けて、やってもらったほうがいいんじゃないかと思うんですけれども。

【委員長】

山本委員のご意見はアレルギーの除去食については、随分、幼稚園、保育所の時代から手厚く対応するように状況がなってきたので、そうするとその経過の中で再診断というのをしながら進めていかないと、そのままスタート時点からずっとというところでは、かえって子どものためにどうかという見解をお持ちだということですよ。

【学校教育部長】

食物アレルギーについては、万が一の場合というのは重篤なことになるような事態も想像されますので、今最初に説明があったように、まずは小学校、義務教育の入り口ということで、就学時健康診断で、学校ごとにその会場で、申し出があった保護者の方と面談をしながら、その中で診断書も用意できる方は用意してもらい、連携の中に保護者の方も入っていただいて、スタートを切るというような状況は確立されております。

その後も、委員ご指摘のとおり、成長とともに変化するケースもございますので、卒業までずっと毎年、例えば学年が1つ上がるというような節目ごとに、また担任が変わったりする環境が変わ

るごとに再確認しながら、慎重に進めているのが今の船橋市内の現状だと思えます。なかなかプライバシーのこともあるので、すべての方から診断書をいただいているかどうかというのは、ちょっと私は把握できていないんですけれども、今後、今ご指摘いただいたことも踏まえて、再度確認して、足りないところは補って行って、不測の事態が起きないようにしていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

【委員長】

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

【山本委員】

はい。

【委員長】

ほかにはいかがですか。よろしいですか。

それでは、続きまして、報告事項(2)及び報告事項(3)に移りたいと思えます。

こちら、学務課からご報告をお願いいたします。

【学務課長】

資料19ページになります。

それでは、報告事項(2)、平成23年度末及び平成24年度の教職員人事異動方針について報告させていただきます。

初めに、公立小中学校及び特別支援学校の県費負担教職員の人事異動方針につきまして説明いたします。

公立小中学校及び特別支援学校の県費負担教職員の人事異動方針については、任命権者である千葉県教育委員会が年度ごとに定めております。船橋市としては、県の方針に基づき、今年度も教職員の人事異動を進めていきたいと考えております。

県の人事異動方針については、19ページ、第2の実施要項の1の適正配置についての(4)に「学校組織の一層の充実を図り、円滑な運営に資するため、必要に応じて、主幹教諭を配置する」という項目が新たに示されました。その他は文言の整理や記載順の変更はありましたが、昨年度と大きな変化はございません。

次に、人事異動細目について説明いたします。21ページをご覧ください。

小中学校職員人事異動実施細目については、1の適正配置についての(11)に「障害のある職員については、障害の内容や程度及び職務の内容等に十分配慮しながら適正な配置に努める」が新たに示されました。

公立特別支援学校職員の人事異動細目につきましては、同様に第1の共通異動施策の6に、「障害のある職員については、障害の内容や程度及び職務の内容等に十分配慮しながら、適正な配置に努める」、同様の文言が新たに追加されております。

その他の文言整備については行われておりますが、昨年度と大きな変化はございません。

一般教職員の異動は、原則として同一校7年としており、高等学校、それから特別支援学校は10年となっております。新規採用教員は原則3年以上、5年以下で異動することとなっております。

次に、市立高等学校の人事異動方針について説明いたします。25ページになります。

市立高等学校も公立学校の1つとして、県教育委員会の人事異動方針や実施細目に基づいて例年どおり進めてまいります。公立高等学校職員人事異動実施細目における変更点につきましては、第1の共通異動施策の6に先ほど公立学校の人事異動方針で申し上げたのと同様に、「障害のある職員については障害の内容や程度及び職務の内容等に十分配慮しながら、適正な配置に努める」が新たに示されました。

高等学校においても、その他の文言については整備されておりますが、昨年度と大きな変化はございません。

次に、29ページになります。

義務教育からの人事交流につきましては、昨年同様、この船橋市立船橋高等学校における義務教育籍教諭等の交流期限等の方針により実施いたします。内容は、昨年のもので変わっておりません。なお、義務教育からの人事交流につきましては、高校生を指導することで得た教育成果を小中学校等に還元することが目的であります。公立高等学校の特色も考慮し、部活動の指導や教科、公務文書等の必要に応じて、一定期間の延長もあり得るといった含みを持たせた方針でございます。

以上が平成24年度に向けた人事異動方針でございます。

報告を終わります。

【委員長】

ありがとうございます。ただいま人事異動方針につきまして報告がございましたけれども、これに関しまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

昨年との変更点の1点目は、障害のある職員についての適正配置が明記されたということと、それからもう一点、主幹教諭について盛り込まれているということですね。主幹教諭は基本的に高等学校に置かれている、小中にもですか。

【学務課長】

小中学校でございます。

【委員長】

そうですね。船橋市だと何人ぐらいですか。

【学務課長】

22年度に3名、23年度、今年度2名、合計で5名配置されております。

【委員長】

これは全県的な視野に立った適任者の登用ということで、かなり力のある方がこういう方で登用されて、仕事をしていただいているということですね。

【学務課長】

校内の中から人選をお願いをしているような形になっております。当然、教務主任以上の実力のある教員ということで、各学校で選んでいるところでございます。

【委員長】

この5名の方は、学校規模も大きなところばかりですか。

【学務課長】

学校規模との関連性はございません。その学校の特色だとか、取り組みだとかを配慮して配置しております。

【委員長】

いかがでしょうか。報告事項(2)(3)の人事方針、これはかなり重要なことだと思いますので、ご確認いただいて、もしご意見、ご質問ございましたら、お願いできればと思います。

船橋市としての人事異動の課題、今年度の特色みたいなものは何かありますか。

【学務課長】

今年度に限ったことはでないんですが、教員層が二極化しておりますので、年齢の高い教員と、それから若年教員、経験が10年未満の教員が40%弱ぐらいの数になってきておりますので、そのバランスの配置が大変難しい、これが一番の課題でございます。

【委員長】

この間、視察で松山の教育委員会に行ったときには、若い教員の方はほとんどどの学校にもいないという状況での人事だから、そういう意味での苦勞がまた別にあるとおっしゃっていたんですけども、船橋は若い方たちも相当入ってくるようになったので、それと全体の組織のバランスというところが大事です。その方たちも力をつけていくための組織というものをきちんと考えていかないといけませんね。いかがでしょうか。

学校組織の根幹というのは人事にあるかなとも思います。しっかりお願いしたいと思います。ではよろしいですか。ありがとうございます。

では、報告事項(3)ですね、続けて学務課、お願いいたします。

【学務課長】

市立船橋高等学校全国大会出場等について報告いたします。資料31ページになります。

まず体操部ですが、テレビでご覧になったかもしれませんが、体育科3年生の野々村笙吾君が、

当初は出場予定がなかったんですが、ワールドカップ東京に日本代表として、内村選手とともに出場し、堂々とした演技を披露し、8人中4位という成績をおさめました。先日、市長と教育長を表敬訪問し、今後の抱負について語っておりました。

次に、大阪城ホールで開催されました第24回全日本マーチングコンサートに、部員112名全員が出場しました。吹奏楽部ですが、目標であった3年連続金賞を受賞しました。こちら先日も受賞の喜びを市長、教育長に報告しております。

次に、サッカー部ですが、全国高校サッカー選手権大会への出場をかけた昨年と同じ、流通経済大学附属柏高等学校と決勝を戦い、延長戦の末、1対0で勝利し、3年ぶり18回目の出場の切符を手に入れました。国立競技場での決勝戦を目指して、初戦は年明けの1月2日、市原臨海競技場で行われます。相手は長崎県代表、長崎日本大学高等学校と対戦します。このサッカー部は今年から監督が変わったんですが、現在の監督は市立船橋高等学校が最初に選手権大会で優勝したときの選手でございます。何かを持っている監督ではないかというふうに考えております。

最後に、普通科留学教育コースからの報告でございます。12月5日に行われました第5回全国高等学校英語スピーチコンテスト関東甲信越ブロック大会において、3年生の若林真理さんが1位を獲得しました。若林さんはこの後、来年2月5日に行われる全国高等学校英語スピーチコンテストに出場いたします。

以上、市立船橋高等学校の報告でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

大活躍の報告で、もう市船のこのマーチングのこととかは広報に出ていましたね。市民の方たちの元気にもなるんじゃないかなと思って、記事を拝見していたんですけれども、本当にすごいですね。ご意見ございますか。

【石坂委員】

テレビでやるようなことがあったら、前もってお知らせを。いつもすばらしい報告をいただくんですけれども、生のものをどんな感じが見られないので、いつやりますと報告があると。

【学務課長】

わかりました。

【石坂委員】

よろしく願います。

【委員長】

よろしく願います。ほかにはいかがですか。篠田委員は、よろしいですか。それでは、お待たせいたしました。報告事項(4) 指導課長、願います。

【指導課長】

指導課から文化活動の結果及び今後の予定につきまして報告させていただきます。

まず、音楽関係についてでございます。資料33、34ページをご覧ください。

今年も器楽や合唱の分野におきまして、先ほど学務課長から報告のあった市船のマーチングとともに、小中学生も大活躍してくれました。多くの活躍の中で特筆すべきは合唱の分野で、中野木小学校の関東甲信越大会への出場というものがございます。残念ながら、全国大会へ駒を進めることはできませんでしたが、千葉県の代表として1校のみの出場は快挙であったと思います。これまで管弦楽、吹奏楽の活躍が主でしたが、合唱の面でも子どもたちの頑張りが見られるようになってきているところでございます。

今後のコンクールといたしましては、葛飾中学校の管弦楽部と峰台小学校の音楽部の琴による合奏が、TBS子ども音楽コンクールにおきまして全国大会出場となり、大きな期待を寄せているところでございます。

次に、演劇関係でございます。

今年度の船橋市中学校演劇部冬の発表会は、平成23年12月27日と28日に宮本公民館で行います。出場学校は、市立中学校7校と私立中学校1校の8校でございます。冬の発表会は2年生が主体となり、新しい体制で取り組んできた成果を披露いたします。多くの皆様にご覧いただければ幸いです。

次に、英語関係でございます。

8月26日に葛飾公民館を会場に開催された船橋市中学校英語発表会において、各学年暗唱の部並びにスピーチの部でそれぞれ入賞した5名の生徒が10月14日に千葉県中学校英語発表会に出場いたしました。その結果、宮本中学校3年生の高畑祐子さんがスピーチの部で4位に入賞いたしました。

最後に、船橋市中学生弁論大会の結果でございます。

11月25日、大穴中学校の体育館におきまして、第25回船橋市中学生弁論大会が船橋市ライオンズクラブとの共催で開催されました。今年度は市内の北部地区の中学校14校から、それから市内中学校の特別支援学級の代表者を含む各校の代表15名が弁士として登壇しました。当日は、大穴中の全校生徒をはじめ、保護者や教員など500名以上の聴衆が熱弁に耳を傾けました。最優秀賞を受賞した橋口さんには、ライオンズクラブより、21歳までの間に40日間のマレーシアでのホームステイができる海外派遣の目録が贈られました。入賞者一覧は資料35ページにあるとおりでございます。

以上で、指導課の報告を終わります。

【委員長】

ありがとうございます。中学生の文化活動の活躍の状況についてご報告いただきました。ご意見ございますか。

いろいろな機会に、ちょっと評価してもらえたり、いろいろなチャンスをもらえたりするのは、

子どもたちにとってとても大事なことなので、うれしいですね。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項(5) また中学生の活躍ですね、千葉県中学校新人体育大会について、お願いいたします。

【保健体育課長補佐】

資料37ページをご覧ください。

平成23年度千葉県中学校新人体育大会の入賞について報告いたします。

11月から12月にかけて、県内各地区の代表による中学校新人体育大会が行われました。この一覧はそのうちベスト8以上に入賞した団体と個人の結果でございます。

団体の主な成績は、バスケットボール男子で、葛飾中が準優勝、旭中が3位、ハンドボール男子で二宮中が準優勝、軟式野球で八木が谷中が3位、バレーボール男子で前原中が3位、バレーボール女子で行田中と大穴中が3位、ソフトボールで八木が谷中が準優勝、柔道男子で葛飾中が3位、相撲で高根台中が準優勝いたしました。

個人では、体操個人で男女とも優勝、柔道73キログラム級男子で優勝しました。ほかにも各種目で上位入賞している種目がございます。ご声援ありがとうございました。

以上でございます。

【委員長】

では、報告事項(6)も続けてお願いしてよろしいですか。

【保健体育課長補佐】

続きまして、資料39、40ページをご覧ください。平成23年度船橋産学校給食の日の実施報告をいたします。

一昨年来実施しております船橋産学校給食の日ですが、本年度はこの資料のように7校が実施いたしました。学校の希望日に応じて、10月、11月、実施しました。今年は7校の平均で約54%の船橋産食材を用いることができたということです。特に今年は船橋産野菜の小松菜やキャベツなどを使った料理を各校栄養士が考案し、船橋産野菜のポークロールやケーキオムレツなどの料理が目を引きました。この船橋産学校給食の日の実施に当たり、各学校では事前に集会で内容の紹介、生産者をゲストティーチャーに迎えての授業、地元食材の展示、実際に船橋港に行くなど、地元食材について学習を多く取り入れております。次年度は、農業委員会主催の第3回船橋産給食の推進に関する庁内検討会を受け、この3年間の反省と来年度からの方向性を協議し、船橋産の食材が学校給食に経常的に流通されていくよう取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

今報告がございました2件につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

お願いします。

【篠田委員】

先ほどスポーツ文化で船橋の小中学校、高校、いい成績を上げているんですけども、以前、長野オリンピックでたしかスピードスケートの清水選手が優勝したときのインタビューで、まだ息を切って、ぜいぜい言っているときに、これまでの感想はと言ったら、私の周りのすべてが師でした、先生でしたという言葉インタビューでもらしているんですよ。やっぱりいい成績をとることだけに、それはいい成績をとるのはいいことなんですけれども、そういう生徒さんたちもいれば、一生懸命努力してもこの表に載らない生徒さんもいるんですけども、上位になればなったほど、いろいろな人のおかげで優勝したり、いい成績が残せているんだという、そういうことをやっぱり若いうちにはちゃんと教えていただくような、多分見ていてそういう生徒さんは、おごっているような生徒さんはいらっしゃいませんけれども、ともすれば、若いうちに、スポーツでも何でも脚光を浴びると天狗になって、いい気になってというようなところもありますから、船橋市の生徒さんはそういうところは見られませんけれども、そういうところは若干注意されたほうがいいんじゃないのかな、余りにも成績、成績ばかりでいくと、ちょっとその心配があります。

それから、学校の今の給食のことなんですけれども、特に船橋は海のもの、山のもの、たくさんありますけれども、普段生徒さんたちは、食材に何気なく上がってきて、すぐはしを出せば食べられるようにはなっているんですけども、前にもちょっとお話ししましたけれども、その食材ができるまでの過程、どれだけ農家の人たちが苦勞しているか、海の人たちがどうやってその魚をとったり、いろいろな養殖物をやったりして、その苦勞の過程の中でやっと食卓に乗ってきて、ただ食べる人ははしでつまめば食べられるわけですけども、その辺の裏の、先ほどスポーツでも同じなんですけれども、自分のことを支えている人が、どれだけ多くの過程があって、どれだけ多くの人がいてということも一緒に教育を、そのところでちょっと念頭に入れていただければと思います。

【委員長】

ありがとうございます。食を通して、部活動の指導を通して、人格を育てているという意識をやっぱり指導者がしっかり持っていくように、そこは指導者の教育になるんだろうと思うんですけども、その点は大事だろうと思うんですね。

よろしいでしょうか。

【山本委員】

ホンビノオス貝、40ページはホンビノス貝となっていますけれども、それは置いておいて、これは外来種ですか。あまり聞いたことがないんですけども、船橋産ということで出ているんで。

【委員長】

ホンビノス貝、わかりますか。

【学校教育部長】

船橋だと、今までだと潮干狩りなんかに行くと、アサリとかハマグリなんかが有名なんですけれども、最近船橋の三番瀬とかで大きな貝がよくとれるようになって、先日の船橋の朝市でもそれをうまく調理して、朝市に集まった方々にふるまって、大変評判がよかったということで、アサリ、ハマグリに次ぐ、船橋の沖合でとれる貝ということで、確かに外来種ということなんですけれども、結構とれておいしいということで、評判になっております。

【委員長】

名称はどっちが正しいのですか、表記がちょっと違うと今ご指摘があったんですけれども、ホンビノス、ホンビノス。

【篠田委員】

このホンビノス貝は、最初はとれ過ぎて漁師も困っていたんですよ。だから、最初出したときは安かったのです。今は部長がおっしゃったように、だんだん人気が出てきて、このごろ少し高くなりました。もともと外来種で、ハマグリに似たような貝で、肉はちょっとかたいんです。私もまだ食べたことはないんですけども。

【委員長】

わかりますか、保健体育課。名称はどちらが正しいか。

【保健体育課長補佐】

調べて後ほどご報告いたします。

【委員長】

読み方の問題なんでしょうね。片仮名、ノオスかノスカ。後で確認して教えてください。

では、よろしいですか。

それでは、本日ここで休憩をとりたいと思います。この時計で10分休憩をとりますので、皆様17分にお集まりください。

では、休憩です。

(傍聴人退席)

【委員長】

それでは、再開いたしたいと思います。

【保健体育課長補佐】

先ほどの船橋産給食の中で、ホンビノス貝についてですが、正式にはホンビノス貝でございました。

【委員長】

ありがとうございます。随分大きな貝なんですね。

それでは、報告事項（ 7 ）及び報告事項（ 8 ）について、社会教育課、お願いいたします。

【社会教育課長】

それでは、平成 2 4 年度ふなばし市民大学校入学案内についてご報告いたします。

資料は 4 1 ページから 4 4 ページでございます。見開きの 4 2、4 3 ページをご覧いただきたいと思ます。

ふなばし市民大学校は平成 1 6 年度に総合型の市民の学習の場としてスタートして、8 年目を迎えております。平成 2 2 年度に一部リニューアルをし、まちづくり学部にななばしマイスター学科を新設したり、いきいき学部の一般教養、パソコン、園芸の各学科を 1 教室ずつ増設して 4 0 名定員増、さらに受益者負担として、年間 1 万円の授業料いただくことといたしました。

このようリニューアルをしたところなので、平成 2 4 年度の市民大学校につきましては、大きく変更するところはありませんが、入学案内の一部を次のように変更して募集することといたしました。

1 点目として、入学案内に各学科の年間カリキュラムを入れて、どのような学習をするかの紹介をすることといたしました。今回につきましては、こちらのほうの資料には載ってありませんが、皆様にお配りしているものにつきましては、すべての学科のカリキュラムを載せております。

2 点目といたしましては、これまでいきいき学部の園芸学科につきましては、午前・午後の 2 クラス、同じ内容で実施していましたが、2 4 年度からは午前は野菜づくりコース、午後は草花コースとして内容を分けたところで実施することといたしました。

3 点目として、出願の制限でございます。今年度までは、当該年度の終了見込み者は翌年度の 1 年間はどの学科であろうと出願できないとしております。この点につきましては変更いたしません。一度いきいき学部のいずれかの学科を受講したら、他の学科は受けられないということで従来はしてはりましたが、その点につきまして、出願の緩和処置として、2 4 年度からは違う学科であれば 1 年後について出願できるものといたしました。

4 点目としては、残念ながら 2 3 年度のスポーツプランナー学科については、応募が少なかつたため休講といたしました。そこでまちづくり学部についても、同じ学科の受講はできないものとしてはりましたが、このスポーツプランナー学科に限りましては、カリキュラムの内容が以前のスポーツプランナー学科の前進でありますスポーツ健康大学やスポーツ健康学科当時のカリキュラムと随分変わっておりますので、そちらを修了された方々も受講できる、出願できるということにいたしました。

以上のように入学案内を一部変更し、まちづくり学部は 4 学科で 1 2 0 名、いきいき学部は 5 学科で 3 7 5 名の応募をいたします。応募の期間につきましては、1 2 月 1 5 日から 1 月 3 1 日まで

で、応募者多数の場合は公開抽せんにより決定し、合否については3月初旬に郵送で通知する予定でございます。

なお、23年度入学案内から、自由参加ではございますが、市民大学校で概要説明会を開催いたしました。今回につきましても12月19日、月曜日ですが、第1回目の概要説明会を開催し、20名の方が出席され、年間のカリキュラムや会場の行き方などを熱心に質問されていたという報告を受けています。

2回目につきましては、1月16日、月曜日に開催する予定でございます。

続きまして、第26回生涯学習フェアでございます。本フェアにつきましては、こちらの資料45、46ページでございます。

本フェアにつきましては、市民大学校を中心に、同校の学びのコーディネーター学科の受講生、及び同学科の修了生で組織する生涯学習コーディネーター連絡協議会が共同して企画・運営をするものでございます。

今年度のテーマは、「愛ときずなのまち、ふなばし」をテーマに、1月22日から2月26日までの土曜、日曜日の6授業を開催することといたしました。

1月22日、日曜日の人形劇を皮切りに、少子高齢化の中で中高年の者ができることは何かを考える講演会や、3・11の東日本大震災を教訓に災害時の対応や理解を深めるお話、またハーモニカアンサンブルや社会教育バスを利用したバス研修会、あと西図書館に所蔵されている貴重な資料をもとに、浮世絵に見る船橋を学ぶ講座などの事業をご用意しております。

既に、受け付けは始まっておりますが、まだかなり空きがございますので、今のところ完全に定員をオーバーしているのはバス研修だけで、あとは余裕がございますので、委員の皆様にはお知りの方でご興味のある方につきまして、お声をかけていただければ幸いです。

社会教育課からは、2点、以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

ご報告がありました内容につきまして、ご意見等ございますか。

【篠田委員】

この市民大学のスポーツプランナー学科、今年はどんな感じなんですか。

【社会教育課長】

内容自体、カリキュラムにつきましては、さほど変更はしておりませんが、やはり定員割れを1回起こしておりますので、まず先ほど言ったように出願の制限を省いたということと、今生涯スポーツ課のほうでも進めております総合型地域スポーツクラブの指導者の方や体育指導委員から名称が今度かわるスポーツ推進委員に新たに今度委嘱される方々に直接お声がけ、また町会等にお声がけをして、そちらの指導者になれる方にぜひこちらのほうを受講していただきたいということで、1本づりではないんですけれども、お声がけをするように努めているところです。

【委員長】

よろしいですか。

私から1つお尋ねになるんですが、この入学案内の今日配られている資料がそのまま入学案内になるわけではないのですか。

【社会教育課長】

今日お配りしている入学案内の中に年間のカリキュラムと、あと入学願書が入って、それでお配りしている状況でございます。

【委員長】

そうですね。この出願の制限の一番下のスポーツプランナー学科の片かぎ括弧が抜けていたりするのは、このまま行っちゃっているんですか。

【社会教育課長】

申しわけございません。これは恐らくそのままです。

【委員長】

内容に関係ないので。私はいつも思うんですけども、短く表記することと、わかりやすく表記することはすごく難しく、例えば今申し上げた行の2行上のところに、22年度までの修了者が同学科の出願はできませんというときに、同学科の把握は、同学科と物すごく短い言葉で言えるんですけども、でも正しくこの語彙が伝わるんだろうかというのは、どういう方がご覧になるかで大分違うかなと思うんですが、もしかしたら習得された学科には再度お申し込みはできませんみたいな、もうちょっと短くできると思うんですけども、ぱっと見てわかりやすい表現と、なおかつ簡潔であるということの工夫というのは、やっぱりこういうパンフレットをつくる時は大事ななと思います。つくられる方の認識では問題はないのかもしれないけれども、幅広い方がご覧になるといったときに誤解がないようにというのは結構大事ななと。

ほかにはいかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、報告事項(9)から(11)まで、文化課、ご報告をお願いします。

【文化課長】

資料47ページです。第33回船橋市写真展について。

平成24年2月18日土曜日から26日日曜日まで、船橋市民ギャラリーにおいて教育委員会と船橋市写真連盟との合同で開催いたします。

この写真展は、アマチュア写真愛好家の作品の発表の場として回を重ねてまいりました。デジタルカメラの普及等で身近に取り組めることから年々出品数が増えています。例年1月の開催でしたが、今回は2月に時期をずらして、ギャラリー全館を使用しての開催になります。時期をずらし

たことにより、お正月の作品も応募できるような設定になりました。

資格は船橋市の文化芸術活動に関心のある16歳以上の方としておりますので、市外、または県外からの応募者もいらっしゃいます。また、その中でプロの写真家に認められまして、作品集を出版した方もいらっしゃいまして、水準の高い写真展となっております。

続いて、資料51ページ、第19回千人の音楽祭について。

寒い季節になってきました。いよいよ千人の季節もこれからやって来るわけですが、今回は平成24年2月12日、日曜日、午後1時開演。場所は例年どおり船橋アリーナです。

今回のテーマですけれども、「そしてその音楽は今、^{ひなばし}故郷から生まれる。」というテーマで行われます。小学校24校、中学校22校、市立高等学校、市内の市民音楽団体の参加を得まして、子どもから大人まで、クラシックからジャズ、邦楽と、音楽ジャンルを超えての音楽祭となります。一般参加の方を含めた合唱練習は既に始まっており、夜の7時から、これから音楽祭にかけて、8回ほど行われます。また、オーケストラの合同練習やグランドフィナーレの合同練習もこれから始まります。先ほど学校教育部のほうからの紹介もありましたが、各小中高等学校の音楽クラブ、吹奏楽クラブもこの音楽祭に向けて、練習に入っていくと思います。

委員の皆様には、1月になりましたらご案内を差し上げたいと思いますので、ご都合がよろしければ、ぜひお出かけいただきたいと思います。きっと感動的な舞台になるとと思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて、53ページ、毎月第3水曜日のお昼休みに行っているロビーコンサートですが、1月18日の開催で200回目を迎えます。窓口業務を行っているところでのコンサートですので、特別な企画はございません。このロビーコンサート、平成5年にスタートして、市民の皆様気軽に音楽に親しんでいただいているところです。また、若い音楽家の方に発表の場を提供する意味もありますので、今後も引き続き開催してまいりたいと考えています。

文化課、以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

3件の報告がございましたが、これについてはご質問等ございますか。

【篠田委員】

余り大したことではないんですけども、今度市民大学校も会費を取るような形になっていますし、千人音楽祭もいただくということですね。45ページのところのバス見学ツアーで200円もらうようになっていますけれども、これは当日もらうということですか。

【社会教育課長】

当日でございます。

【篠田委員】

申し込みと同時にお金をもらうというのではなくて。

【社会教育課長】

申し込みのほうは往復はがきで受けておりますので、一たん抽選をして通知をいたしますが、実際これは保険代とか、そういったものですので、当日バスにお乗りになる前に集めさせていただきます。

【篠田委員】

40名で200円だから、8,000円ですから、そんな大した額ではないんだけど、それで特に問題はないわけですね。例えば、売上げで品物は行った、お金は入らないというと、困る場合が普通ありますけれども、そういう感覚ではないということですね。

【社会教育課長】

こちらは行事保険ですので、今の行事保険はほとんど後払いで順次対応させていただきます。

【篠田委員】

わかりました。

【委員長】

1つ戻りましたが、では(9)から(11)のご質問をお願いします。

質問ではなくて感想なんですけれども、この写真展は本当に掘り起こすと多くの愛好家がいらっしゃる領域で、そういう方たちにこういうチャンスを毎年提供できるというのも大事なことです。お正月の力作をいろいろ出してもらえると。

よろしいですか。千人の音楽祭は2月12日です。よろしくをお願いします。

では、次に行きたいと思います。

続きまして、報告事項(12)に移ります。生涯スポーツ課、報告をお願いします。

【生涯スポーツ課長】

報告事項(12)、第56回成人の日記念船橋市民駅伝競走大会の開催についてでございます。お手元の資料55ページから58ページをご覧ください。

この市民駅伝につきましては、広く市民にマラソンの競技を普及するとともに、体力の向上とスポーツの振興を図ることを目的に、1月15日日曜日、運動公園をスタートし、船橋総合体育館、船橋アリーナをゴールに、6区間19.6キロを中学、高校、一般の参加選手が健脚を競います。参加の申し込みが終了いたしまして、中学校27チーム、高等学校8チーム、一般50チーム、合計で85チームが参加する予定でございます。

なお、委員様には既に当日の開会式へのご案内の通知を送付してございますので、もしお時間があればご臨席賜ればと思います。

生涯スポーツ課からは以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

時期はいつも1月のこの週でしたか。

【生涯スポーツ課長】

成人の日記念ということで、15日です。昨年までは土曜日に開催していたところなんですけれども、あそこの県道の沿道を走るわけなので、夏見小室線という県道を走ることから、土曜日は比較的渋滞するところでありまして、今年から日曜日に開催することにしました。これは船橋警察、船橋東警察から、交通渋滞を見て日曜日に変更いたしました。時期的には1月15日です。

【委員長】

ちょうどここは大学のセンター試験の日だから、高校生、大丈夫なのかなとか心配です。

【生涯スポーツ課長】

ちょうど8チーム一応出てございます。

【委員長】

大丈夫だと。

【生涯スポーツ課長】

はい。ちなみに高校名よろしいでしょうか。

【委員長】

どうぞ。

【生涯スポーツ課長】

船橋芝山高校、船橋東高校、千葉日大一高校、市立船橋高校、薬園台高校、日大習志野高校、船橋啓明高校、船橋法典高校、以上8チームです。

【委員長】

そうですね。ありがとうございます。

【篠田委員】

3年生は走らないですね。

【委員長】

そうですね。現役は2年生ですよ。ありがとうございます。

ご意見、ご質問、よろしいですか。

それでは、次に移りたいと思います。

報告事項(13)ですね。飛ノ台史跡公園博物館、お願いいたします。

【飛ノ台史跡公園博物館長】

それでは、報告事項(13) 59ページをご覧ください。飛ノ台史跡公園博物館と海神公民館で共催いたします考古学講座でございます。

考古学講座は10月に実施いたしました縄文大学と並びまして、考古学に関する情報を市民の皆様様に提供する場として力を入れている事業でございます。

縄文大学が大学教授を講師に最新の研究成果等を提供することを目的としているのに対しまして、考古学講座につきましては、発掘に直接携わっている方々や、それぞれの地域で研究されている方などを講師に、少し身近な考古学の情報を提供することを目的としております。

今年は海神公民館を会場に、下記のとおり1月に2回、2月に2回、計4回実施する予定でございます。1月1日号の広報に掲載いたしまして、1月4日から受け付けを開始する予定です。

以上です。

【委員長】

ありがとうございます。

こちらの報告につきましては、いかがでしょうか。

せっかくの機会だから、たくさんの方に来ていただけるといいですね。120名応募できる。よろしいですか。

それでは、予定されておりました報告事項(13)までは終了いたしましたので、報告事項(14) その他で何かございますでしょうか。よろしいですか。どうぞ。

【石坂委員】

放射線量の測定について、各学校、線量計が回ってきたらはかって、高かったら先生方がその高いところの除染をされているということですね。除染の方法とかも指定されていますけれども、どんどん置き場所がたまってきていますよね。

【委員長】

除染した後のですね。

【石坂委員】

公園だったり、学校だったり、いろいろなところで除染をしなければいけない数値が出ると、その除染したものをきちんとビニール袋で二重、三重にして、ビニールシートを敷いてというやり方

は指定されていますけれども、それを置く場所がやっぱり日本中で問題だと思います。それをどうしていくのかなという心配と、地域の人にもっと声をかけて、除染を手伝ってほしいというか、そういう呼びかけ、除染の方法もお知らせして、やれる人を広げていくということは無理なんですかね。

【生涯学習部長】

私のほうは、スポーツ施設、青少年施設を所管していますので、確かに今おっしゃるとおり、私どもの施設で言うと、キャンプ場の測定値が少し高めですので、何カ所か除染して、人海戦術で表面を削ってやっているところですけども、保管の仕方としては、委員おっしゃったように、ビニール袋を二重にしまして、表面を削った土をその中に入れ、さらに土嚢袋に入れ、ブルーシートの上にそれを置いて、なおかつ上にまたブルーシートをかけるということをしています。さらに、その周辺を立ち入り禁止にするというような措置、仮置き場というようなことをしております。恒久的にという言い方ではないんでしょうけれども、その土の処分は置き場、それぞれの施設に置いていることになっております。どこか1カ所にまとめられないかということで、船橋市で協議はしておりますが、実は住宅地にそれを集めるというやり方、住宅のあるところに集めるのはいかがかというのがございます。そのようなことから、適当な土地がないかということがありますけれども、量の問題もありますので、とりあえずは今のところそういう国の指針でやっているという形にさせていただきます。

地域の人への、その除染の方法ということもございますが、新しい方針の中では、一定の方針で削土、土を削るという話が来年新たに出てくる予定でございますので、それに対応するためには、人海戦術じゃなくて、今度は業者での作業も出てくるかなと思います。今の段階では土を削るに当たって、業者が一定の講習を受けたり、そういう講習を受けた人間でなければできないような方向性になりつつあります。ですから、これをまた市民の方に一定の理解を得て広報していかないと、例えばの話ですけども、手袋やマスクの着用など、そういうことがありますので、今のところ船橋の姿勢としては、一定の方向が出るまで、市民の方に除染を協力してもらおうということは、ちょっと控えています。

総体的に申し上げますと、余り不確かなことは言えないんですが、スポット的にやっていないところはありますが、面的に高いところという認識は、なかなか船橋市は持っていないし、そういう場所も余りないと。北部については、出てくるのかなというところでございます。

現状としてはそのようなところです。

【委員長】

ありがとうございます。

経過措置ではあるけれども、正しい手続と国からの指針に基づいて進めるということで船橋はやっているというのを前回もご説明いただいて、それから先のことは本当にどうしていくのか大きな問題であることは確かですし、きちんと関心を持ち続けていかないといけないなど、対応を見守っていかないといけないなというふうに思いますので、またこの件に関しては、いろいろ時々にご報

告いただくということで、こちらもこういうことについてはどうですかというのを事務局のほうに伝えて伺っていくということにしていきたいと思います。多分、今日すぐ次の手立てがどうかとというようなことは、なかなか難しいですしね。

【生涯学習部長】

もう一つよろしいでしょうか。

来月の1月5日から測定器を貸し出す予約を受け付けるということになりました。5日から受け付けして、7日から貸し出しを開始します。その中でまた改めて、ご自分の土地についてはこんなふうな形で測定していく、除染するためにはこんなことをしたらいいというマニュアルをお渡しする予定です。委員のおっしゃるとおり、市民に協力してもらうことは、お願いしたいということもあるんですが、その辺の指針がある程度固まらないと、なかなかお願いはできないということがございます。

先ほど申した測定器の貸し出しの場所でございますが、船橋市役所と高根台公民館と北部公民館ということになってございます。

【委員長】

ありがとうございます。また続けてお話を伺っていきたいと思います。

それでは、ほかにはよろしいですか。

では、本日予定しておりました議案等の審議は終了いたしました。

これで教育委員会会議12月定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

今年も皆様お世話になりました。どうぞよいお年をお迎えください。